

医療支援型グループホーム博愛運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人同愛会（以下「事業者」という。）が設置する医療支援型グループホーム博愛（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の日中サービス支援型共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、医療的ケアを必要とする等重度の障がいのある利用者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援するとともに、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて指定共同生活援助を行う住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、医療的ケア等の看護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
 - 3 前二項のほか、法及び「鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例」（平成24年鳥取県条例第71号）及び「鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則」（平成25年鳥取県規則第18号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定共同生活援助を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療支援型グループホーム博愛
- (2) 所在地 米子市新開4丁目11番13号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令等で定める基準を下回らない範囲で変更することがある。

なお、(2)～(4)の職員のうち、1名以上は常勤とする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定され

ている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、利用者の日中サービス支援型共同生活援助計画（個別支援計画）を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等のほか、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人兼生活指導員 6名以上

世話人兼生活支援員（看護師及び介護員）は、入浴、排せつ及び食事等の介護、医療的ケア等の看護、相談その他の日常生活上の支援を適切に行う。

(4) 夜間支援従事者 2名以上

夜間支援従事者は、夜間及び深夜において、見守りや排せつ等の介護、医療的ケア等の看護その他日常生活上の支援を適切に行う。

(5) 事務職員 1名（非常勤）

事務職員は、必要な事務を行う。

（指定共同生活援助を提供する主たる対象者）

第5条 指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

重症心身障がい者及び医療的ケアが必要な障がい者

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は13名とする。

（内訳） 大山棟 10名
弓浜棟 3名

（指定共同生活援助の内容）

第7条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日中サービス支援型共同生活援助計画の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理（医療的ケアを含む）・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 緊急時の対応
- (7) 日中活動の場等との連絡・調整
- (8) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (9) 食事や入浴、排せつの介護
- (10) 夜間における支援
- (11) 体験利用における支援
- (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (11) に附帯するその他必要な看護、介護、支援、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については、当月分を翌月末までに利用者から徴収するものとする

(1) 家賃 月額 45,000円

※利用契約期間中は、入院等で長期間利用しない期間であっても、全額費用負担とする。

※月の初日以外の日にサービス利用を開始した場合、あるいは月の末日以外の日に利用を終了した場合は、上記金額を該当月の暦日数を基礎として利用日数の割合で計算した額とする。

(2) 光熱水費 実費相当額

※居室ごとの電気使用量に応じた電気料金

※利用人数により按分した水道料金

(3) 食材料費

朝食 1食につき 240円

昼食 1食につき 330円

夕食 1食につき 310円

朝食(ハーフ) 1食につき 130円

昼食(ハーフ) 1食につき 200円

夕食(ハーフ) 1食につき 190円

パン食(朝食) 1食につき 260円

パン食ハーフ(朝食) 1食につき 170円

牛乳・ヨーグルト 1食につき 実費相当額

(4) エアマットレス使用料 月額 1,000円～4,500円

※利用するマットレスの種類により金額が異なる。

※使用期間が1月未満の場合は実費相当額(レンタル料)とする。

※エアマットレスを持参される場合は、使用料は発生しない。

(5) 防水シート使用料 1枚につき 150円

(6) 預り金管理料 月額500円

(7) 日用品費 実費相当額

(8) その他 日常生活及び医療的な処置を施す上において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費相当額

4 体験利用の場合

体験利用の場合は、次に定める費用について、当月分を翌月末までに利用者から徴収す

るものとする。

(1) 家賃

上記3の(1)の金額とする。ただし、体験利用中に入院した場合、その期間は利用日数から除く。

(2) 光熱水費

1日につき 330円

ただし、継続して長期間利用する場合は、上記3の(2)の額とする。

(3) その他

①上記3の(3)～(7)については、体験利用の場合も同様とする。

②事業所において寝具類を提供した場合は、ショートステイ博愛利用時と同等の金額とする。

- 5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 7 第3項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預かり証を、また、同項の規定による精算を行った時は、現に要した費用に係る証拠書類に基づき利用者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いには注意すること。
- (3) 緊急時に対応するため、緊急連絡先を届け出ること。
- (4) 主治医から心身の状況に関して指示を受けた場合は、その内容を速やかに事業所に連絡すること。
- (5) 外出・外泊する場合は事前に事業所に届け出ること。
- (6) 他の利用者、来訪者及び職員に対して、秩序及び安全性を害することや事業所の建物や設備に損害を与えないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）

第 17 条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第 11 条 現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

- 第 12 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第 13 条 提供した指定共同生活援助に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により鳥取県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は鳥取県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は鳥取県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

- 第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

る。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置

(身体拘束の適正化)

第 16 条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症や災害への対応力の強化)

第 17 条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 4 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 5 事業所は、第 3 項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域

住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(ハラスメント対策)

第 18 条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(医療機関との連携強化・感染症対応力の向上)

第 19 条 指定共同生活援助は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。

- 2 指定共同生活援助は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

(地域との連携)

第 20 条 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、指定共同生活援助を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 24 日より施行し、令和 6 年度から適用する。

この規程は令和 6 年 6 月 19 日より施行し、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

この規程は令和 6 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は令和 6年11月 1日より施行する。